

閣僚会議及び閣僚懇談会等の廃止に伴う措置について

平成5年8月13日閣議口頭了解

令和7年10月28日最終改正

既存の閣僚会議及び閣僚懇談会等は、「閣僚会議及び閣僚懇談会等の廃止について」（平成5年8月13日閣議決定）によりすべて廃止されたが、月例経済報告等に関する関係閣僚会議については、別紙のとおり今後開催するものとする。

(別 紙)

月例経済報告等に関する関係閣僚会議の開催について（開催要領）

1. 月例経済報告等の聴取等を行うことを目的として、月例経済報告等に関する関係閣僚会議（以下「会議」という。）を随時開催する。
2. 会議の構成員は、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣（金融）、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、内閣府特命担当大臣（科学技術政策）、復興大臣、国家公務員制度担当大臣及び内閣官房長官とする。

会議には、必要に応じ、関係大臣その他関係者の出席を求めることができる。
3. 会議は、内閣官房長官が主宰する。
4. 会議の庶務は、内閣府において処理する。